

BSEに関する飼料規制の農家、業者等への周知状況

発出日	番号	通知名	発出先	発出先における周知方法・実績
H8.4.16	8-5	反する動物の組織を用いた飼料原料の取り扱いについて	各農政局、47都道府県、肥飼料検査所、(社)日本科学飼料協会等関係14団体	各農政局:管下県担当者、食糧事務所担当者等に対し飼料安全性確保強化指導事業、各ブロック会議において周知。農家巡回及びFAXによる周知。 都道府県:家畜保健衛生所、関係団体、業者に対し通知を発出。 関係団体:傘下会員に対し、文書またはFAX等により周知。
H13.10.15	13生畜第3896号	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について	各農政局、47都道府県、肥飼料検査所等4関係機関、(社)日本科学飼料協会等関係60団体	各農政局:管内の県担当者、食糧事務所担当者、畜産関係業者等を参考し説明会を開催。局のホームページに掲載。 都道府県:家畜保健衛生所、関係団体、業者に対し通知を発出。肉骨粉製造業者に対し立ち入り直接指導。パンフレットを作成し農家に配布するとともに、巡回指導等により直接周知。 関係団体:傘下会員に対し、文書またはFAX等により周知。
H16.2.26	15消安第6360号	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について	各農政局等、47都道府県、肥飼料検査所等5関係機関、(社)日本科学飼料協会等関係68団体	各農政局:管内の行政担当者及び関係団体に対して通知を発出。行政担当者、畜産関係業者等を参考し説明会を開催。地方農政事務所職員によるせき柱を取り扱う食肉販売業者への巡回指導。 都道府県:家畜保健衛生所、関係団体、業者に対し通知を発出。パンフレットを作成し農家に配布するとともに、巡回指導等により直接周知。 関係団体:傘下会員に対し、文書またはFAX等により周知。

資料3